

労働・助成金情報 特急便

第 113 号 (2022 年 5 月)

深川経営労務事務所

社会保険労務士 深川 順次

〒812-0014

福岡市博多区比恵町 11-7-701

TEL : 092-409-9257

FAX : 092-409-9258

4月・5月・6月に支給される賃金によって、今年の9月からの標準報酬月額が決まる『定時決定』の算定基礎届の時期が近づいてきました。また、4月には、昇給がある会社もあると思います。その場合には『随時改定』にあたるかもしれません。

今回は、標準報酬月額の『定時決定』と『随時改定』について確認をします。

<標準報酬月額>

健康保険・厚生年金保険では、被保険者の報酬（月給）を区切りの良い幅で区分して標準報酬に当てはめた標準報酬月額をもとに毎月の保険料を計算します。

標準報酬月額の区分は、健康保険が1級 58,000 円～50級 1,390,000 円。厚生年金保険が、1級 88,000 円～32級 650,000 円になります。これらに加えて、40歳以上65歳未満の被保険者は、介護保険料の負担もあります。この健康保険料と介護保険料は毎年3月に変更されるため、注意が必要です。新しい保険料率額表は、協会けんぽホームページで確認できます。

この標準報酬月額は、傷病手当金や出産手当金、年金などの受給額の計算に利用されています。

<標準報酬月額の対象となる報酬>

報酬は、給料、手当、賞与などの名称を問わず労働者が労働の対象として受け取るすべてのものをいいます。

金銭だけでなく現物支給されるものも含まれます。臨時に受けるものや年3回以下の賞与は含まれません。

報酬に該当しないものの例としては、解雇予告手当、退職手当、出張旅費、慶弔費です。実費精算や労働に対して支給するものでないものになります。

<定時決定>

被保険者の実際の標準報酬月額との間に大きな差が出ないように、毎年1回、標準報酬月額が決め直されます。

4月・5月・6月に支給された報酬と、その合計を3か月で割った平均月額を「算定基礎届」に記入して、7月1日～7月10日の間に提出をします。

この届出によって、各被保険者の新しい標準報酬月額が決定され、「標準報酬月額決定通知書」が送られてきます。新しい標準報酬月額は、給与明細書などで各被保険者に通知をして下さい。この新しい標準報酬月額は、9月分の保険料から適用されます。(10月末支払分)

※7月・8月・9月に「随時改定」の対象となる被保険者は、算定基礎届の提出は不要です。

算定基礎届とは別に、「月額変更届」を提出します。

4月	報酬	}	報酬総額 (4月+5月+6月)
5月	報酬		
6月	報酬		

$$\frac{\text{報酬総額 (4月+5月+6月)}}{3} = \text{報酬月額}$$

< 随時改定 >

被保険者の報酬が、昇給降給などで固定的賃金の変動により大幅に報酬が変わった時には、定時決定を待たずに標準報酬月額を改定を行います。新しい標準報酬の改定の時期は、変更後の報酬が初めて支給された月から起算して4カ月目（例：4月に支払われる給与に変動があった場合、7月）の標準報酬月額から改定されます。改定された標準報酬月額は、7月以降に行われた場合は翌年の8月まで変わらず。6月以前に行われた場合は、その年の8月まで変わりません。

< 随時改定の要件 >

- ① 昇給降給などで**固定的賃金**に変動があった
- ② 賃金の変更があった月からの3か月の間に支払われた報酬（残業代なども含む）の平均月額に該当する標準報酬月額と従前の標準報酬月額との間に**2等級以上の差**がある
- ③ 3か月とも支払基礎日数（出勤・有給日数）が**17日以上**

< 固定的賃金の変更の例 >

- 昇給（ベースアップ）、降給（ベースダウン）
- 給与体系の変更（日給から月給への変更等）
- 日給や時間給の基礎単価（日当、単価）の変更
- 請負給、歩合給等の単価、歩合率の変更
- 住宅手当、役付手当等の固定的な手当の追加、支給額の変更

< 2等級差でも随時改定の対象外 >

- 固定的賃金の変動がなく、非固定的賃金の変動により2等級差が生じた場合
- 固定的賃金が上がったが、非固定的賃金が下がり、逆に2等級以上下がった
- 固定的賃金が下がったが、非固定的賃金が上がり、逆に2等級以上上がった

令和4年度の雇用保険料率が決定されました。（赤字は変更部分）

○令和4年4月1日 ~ 令和4年9月30日

事業の種類	負担者		事業主負担		①+② 雇用保険料率
	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担	失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	
一般の事業	3/1,000	6.5/1,000	3/1,000	3.5/1,000	9.5/1,000
(3年度)	3/1,000	6/1,000	3/1,000	3/1,000	9/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	4/1,000	7.5/1,000	4/1,000	3.5/1,000	11.5/1,000
(3年度)	4/1,000	7/1,000	4/1,000	3/1,000	11/1,000
建設の事業	4/1,000	8.5/1,000	4/1,000	4.5/1,000	12.5/1,000
(3年度)	4/1,000	8/1,000	4/1,000	4/1,000	12/1,000

(枠内の下段は令和3年度の雇用保険料率)

令和4年4月から、
事業主負担の保険料率
が変更

○令和4年10月1日 ~ 令和5年3月31日

事業の種類	負担者		事業主負担		①+② 雇用保険料率
	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担	失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	
一般の事業	5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業	6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000

令和4年10月から、
労働者負担・事業主
負担の保険料率が
変更

参考サイト：厚生労働省ホームページ

参考文献：実務に役立つ社会保険の事務手続き（令和3年度版）